

平成18年5月16日

各位

会 社 名	セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 里 見 治
	(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先	執 行 役 員 堀 田 正 君
	(電話番号 03-6215-9955)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月16日開催の当社臨時取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年6月20日開催予定の第2期定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款を変更する理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社定款を変更するものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律87号)により定款にその定めがあるとみなされた事項、現行定款第8条(株券の発行)、第11条(株主名簿管理人)、第20条(取締役会の設置)、第35条(監査役および監査役会)、第45条(会計監査人の設置)については、平成18年4月24日開催の当社取締役会において、その施行日に定款変更することを決議し、平成18年5月1日付けで現行定款の変更を実施いたしました。

- (1) 当社子会社において、事業目的の変更があったため、親会社である当社においても同様の変更をおこなうため、現行定款第2条(目的)項目(13)に目的事項を一部追加するものであります。
また、項目同士の関連性を高めるために項目(21)を項目(14)へ移動し、以下項目の繰り下げをおこなうものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法上の用語、引用している法律の根拠条文等との整合のため現行定款第5条(発行する株式の総数)、第6条(自己株式の取得)、第7条(1単元の株式の数)、第8条(株券の発行)、第9条(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券)、第10条(単元未満株式の買増請求)、第11条(株主名簿管理人)、第12条(株式取扱規程)、第13条(基準日)、第15条(招集地)、第18条(決議方法)、第22条(選任方法)、第23条(任期)、第32条(報酬)、第37条(選任方法)、第38条(任期)、第39条(常勤監査役)、第44条(報酬)、第46条(営

業年度および決算期日)、第49条(配当金の除斥期間)について所要の変更をおこなうものであります。

- (3) 会社法第189条第2項の規定により、単元未満株主の権利を合理的な範囲にするため、変更案第11条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- (4) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第94条および第133条第3項ならびに「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)第161条第4項および第162条第4項の規定により、株主総会参考書類等のインターネットでの開示・提供が認められたことに伴い、迅速な情報の開示と株主の皆様の利便性を高めるために変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第310条および「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第63条第5項の規定により、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするために、現行定款第17条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
- (6) 会社法第318条第1項、第369条第3項および第393条第2項ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第72条、第101条および第109条の規定により、株主総会、取締役会および監査役会の議事録は、法務省令に基づき作成することを要するため、また、書面による議事録の作成に加え、電磁的方法による記録を可能とすることにより株主の皆様が電磁的方法で議事の閲覧が可能となり、より利便性の向上につながるよう、現行定款第19条(議事録)、第29条(議事録)、第42条(議事録)について所要の変更をおこなうものであります。
- (7) 会社法第370条の規定により、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的におこなうことができるよう、変更案第31条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (8) 会社法第329条第2項および「会社法施行規則」(平成18年法務省第12号)第96条の規定により、予選による補欠選任が定められたため、現行定款第36条(員数)、第37条(選任方法)について所要の変更をおこなうものであります。
- (9) 会社法第336条第3項の規定により、予選による補欠監査役の選任決議の効力期間を定めるために、現行定款第37条(選任方法)、第38条(任期)について所要の変更をおこない、変更案第41条(監査役の任期)第3項および第4項を新設するものであります。
- (10) 第427条第1項の規定により、社外監査役および会計監査人が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうよう変更案第48条(社外監査役との責任限定契約)および変更案第53条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。また、第4章(取締役および取締役会ならびに執行役員)および第5章(監査役および監査役会)の規定との整合性を図るために、変更案第50条(会計監査人の選任)、変更案第51条(会計監査人の任期)および変更案第52条(会計監査人の報酬等)を新設するものであります。
- (11) 会社法第459条第1項および第460条の規定により、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、変更案第55条(剰余金の配当等)を採用するために現行定款第47条(利益配当金)および第48条(中間配当金)について所要の変更をおこなうものであります。
- (12) その他上記変更に伴い一部字句の修正、章・条数等の繰り下げ等、条文の整備をおこなうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりであります。

3. 日程

定款変更の効力発生日は、平成 18 年 6 月 20 日（火曜日）開催予定の当社第 2 期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

以上

【別紙】

(下表の現行定款二重線は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 1 7 年法律 8 7 号)により平成 1 8 年 5 月 1 日付けで変更された部分を、実線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 } (条文を省略)	第 1 条 } (現行どおり)
第 2 条 (1) ~ (12)	第 2 条 (1) ~ (12)
(13) 遊技場、ゲームセンター、遊園地、ホテル、旅館、飲食店、ゴルフ場、スポーツ施設、カラオケルーム、駐車場、洗車場の経営およびフランチャイズシステムによる加盟店の募集、指導ならびにこれらの会員権の販売	(13) 遊技場、ゲームセンター、遊園地、ホテル、旅館、飲食店、ゴルフ場、スポーツ施設、 <u>温泉浴場</u> 、カラオケルーム、駐車場、洗車場の経営およびフランチャイズシステムによる加盟店の募集、指導ならびにこれらの会員権の販売
(14) 各種情報の収集、分析、処理、提供サービス業	(14) 演劇、演芸、映画、コンサートその他各種イベントの企画、運営、実施
(15) インターネット接続仲介業	(15) (現行第 14 号どおり)
(16) 映像ソフト、音響・音楽ソフトの企画、制作、販売、輸出入	(16) (現行第 15 号どおり)
(17) 放送番組、映画、アニメーションの企画、制作、販売、配給	(17) (現行第 16 号どおり)
(18) 広告および宣伝業	(18) (現行第 17 号どおり)
(19) ケーブルテレビジョンのシステム設計、企画	(19) (現行第 18 号どおり)
(20) 放送法によるテレビジョンその他一般放送業	(20) (現行第 19 号どおり)
(21) 演劇、演芸、映画、コンサートその他各種イベントの企画、運営、実施	(21) (現行第 20 号どおり)
(22) ~ (37) (条文を省略)	(22) ~ (37) (現行どおり)
2 . (条文を省略)	2 . (現行どおり)
第 3 条 } (条文を省略)	第 3 条 } (現行どおり)
第 4 条	第 4 条
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、8 億株とする。 <u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第 5 条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、8 億株とする。

現 行 定 款	変 更 案
(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> (1単元の株式の数) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 (株券の発行) 第8条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> (1単元の株式の数に満たない株式に係る株券) 第9条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u> (単元未満株式の買増請求) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数</u>となるべき数の株式を当社に対して売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。 <u>ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u> 2. (条文を省略) (新設)	(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> (単元株式数) 第7条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 (株券の発行) 第8条 当社の<u>株式については、株券を発行する。</u> (単元株式数に満たない株式に係る株券) 第9条 当社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u> (単元未満株式の買増請求) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となるべき数の株式を当社に対して売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。 2. (現行どおり) (単元未満株主の権利制限) 第11条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる<u>権利以外の権利を行使することはできない。</u> (1)<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2)<u>剰余金の配当を受ける権利</u> (3)<u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (4)<u>募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u> (5)<u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当社は、<u>株式および新株予約権につき株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により決定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿ならびに新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式および新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u> (株式取扱規程) <u>第12条</u> 当社の株券の種類、株式および新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。 (基準日) <u>第13条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項および第47条に定める場合のほか、株主または<u>登録質権者</u>として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。	(株主名簿管理人) <u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (株式取扱規程) <u>第13条</u> 当社の株券の種類、株式および新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。 (基準日) <u>第14条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項および第55条に定める場合のほか、株主または<u>登録株式質権者</u>として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。
第3章 株 主 総 会 (招 集) <u>第14条</u> (条文を省略) (招集地) <u>第15条</u> 当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区内においても招集することができる。	第3章 株 主 総 会 (招 集) <u>第15条</u> (現行どおり) (招集地) <u>第16条</u> 当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区内において招集する。

現 行 定 款	変 更 案
(招集者および議長) 第16条 (条文を省略) (新 設) (議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 2 . (条文を省略) (決議方法) 第18条 (条文を省略) 2 . 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 (議事録) 第19条 株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに署名または記名捺印する。 2 . (条文を省略) 第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員 (取締役会の設置) 第20条 <u>当会社は取締役会を置く。</u> (員 数) 第21条 (条文を省略) (選任方法) 第22条 取締役の選任決議は、株主総会において、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。 2 . (条文を省略)	(招集者および議長) 第17条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 2 . (現行どおり) (決議方法) 第20条 (現行どおり) 2 . 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 (議事録) 第21条 株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載または記録する。 2 . (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員 (取締役会の設置) 第22条 (現行どおり) (取締役の員数) 第23条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第24条 取締役の選任決議は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。 2 . (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第23条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 . (条文を省略) 3 . (条文を省略) (役付取締役) 第 24 条 取締役会の決議により社長 1 名を選任し、また必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選任することができる。 第 25 条 ↓ (条文を省略) 第 26 条 (取締役会の招集手続き) 第27条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし緊急やむを得ないときには、この期間を短縮することができる。 2 . (条文を省略) (取締役会の決議方法) 第 28 条 (条文を省略) (新 設) (議事録) 第29条 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに署名または記名捺印する。 2 . (条文を省略) 第 30 条 ↓ (条文を省略) 第 31 条 (報 酬) 第32条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(取締役の任期) 第25条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 . (現行どおり) 3 . (現行どおり) (役付取締役) 第 26 条 取締役会の決議により社長 1 名を選定し、また必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。 第 27 条 ↓ (現行どおり) 第 28 条 (取締役会の招集手続き) 第29条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときには、この期間を短縮することができる。 2 . (現行どおり) (取締役会の決議方法) 第30条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第 31 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 (取締役会の議事録) 第32条 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名捺印または電子署名する。 2 . (現行どおり) 第 33 条 ↓ (現行どおり) 第 34 条 (取締役の報酬等) 第35条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

現 行 定 款	変 更 案
(執行役員) 第33条 当社は、取締役会の決議に基づき若干名の執行役員をおくことができる。 2 . (条文を省略) (執行役員規程) 第34条 (条文を省略) 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会) 第35条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (員 数) 第36条 (条文を省略) 2 . 当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。 (選任方法) 第37条 監査役および補欠監査役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。 2 . 補欠監査役の予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。 (任 期) 第38条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 . 補欠により選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (新 設) (新 設) (常勤監査役) 第39条 監査役は、互選により常勤の監査役を定めるものとする。	(執行役員) 第36条 当社は、取締役会の決議に基づき若干名の執行役員を置くことができる。 2 . (現行どおり) (執行役員規程) 第37条 (現行どおり) 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会) 第38条 (現行どおり) (監査役の員数) 第39条 (現行どおり) (削 除) (監査役の選任方法) 第40条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (削 除) (監査役の任期) 第 41 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 . 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 3 . 会社法第 3 2 9 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 . 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第42条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

現 行 定 款	変 更 案
第40条 丁 (条文を省略) 第41条 (議事録) 第42条 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに署名または記名捺印する。 (監査役会規程) 第43条 (条文を省略) (報 酬) 第44条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (新 設) 第6章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) 第45条 当社は会計監査人を置く。 (新 設) (新 設) (新 設)	第43条 フ (現行どおり) 第44条 (監査役会の議事録) 第45条 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名捺印または電子署名する。 (監査役会規程) 第46条 (現行どおり) (監査役の報酬等) 第47条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (社外監査役との責任限定契約) 第48条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第6章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) 第49条 (現行どおり) (会計監査人の選任) 第50条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) 第51条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第52条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 7 章 計 算 (営業年度および決算期日) 第46条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末を決算期とする。 (利益配当金) 第47条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。 (新 設) (中間配当金) 第48条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当金」という。)をすることができる。 (配当金の除斥期間) 第49条 利益配当金および中間配当金について、支払開始の日から満3ヶ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務から免れるものとする。 2 . 利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。	(会計監査人の責任免除) 第53条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第 7 章 計 算 (事業年度および決算期日) 第54条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末を決算期とする。 (剰余金の配当等) 第55条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2 . 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。 (削 除) (配当金の除斥期間) 第56条 配当金について、支払開始の日から満3ヶ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務から免れるものとする。 2 . 未払の配当金には、利息をつけないものとする。